

# 消費者相談人材養成事業に係る企画提案募集要領

## 1 趣 旨

インターネットをはじめとする電子通信技術の進展等により、県民の消費生活はますます多様化しており、これに伴い、県内の消費生活相談窓口に寄せられる相談も、複雑化、多様化している。また、消費者保護を目的とした関係諸法令の改正など近年の法制度も大きく変わってきている。

これらに対応するため、消費生活相談に必要な関係法令等に関する専門知識の習得及び具体的な相談事例についての対応方法の検討を目的とした研修を実施し、市町も含めた本県の消費生活相談体制を強化することにより、県民サービスの向上を図る。

ついては、より目的に合致した内容とするため、標記研修に関するノウハウを有する法人に委託することとし、次のとおり企画提案を募集する。

## 2 業務の概要

別添「消費者相談人材養成事業に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務

## 3 委託料上限額

2,702千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 参加申込資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を企画提案の参加者とする。

- (1) 消費生活相談員を対象とした研修の開催実績がある法人であること。（任意団体や個人は不可）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、県から入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始申し立てがなされていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

## 5 企画提案について

### (1) 参加申し込み

参加を希望する者は、令和6年5月8日(水)午後5時までに、参加申込書（様式1）をメール又はFAXで提出すること。

なお、送付後、到達を確認するため、提出先まで電話をすること。

## (2) 質問及び回答

本事業に関する質問等がある場合は、令和6年4月26日(金)午後5時までに、質問書(様式2)をメール又はFAXで提出すること。

なお、送付後、到達を確認するため、提出先まで電話をすること。質問に対する回答は、参加申込者全員に対してメールで行う。

## (3) 企画提案の提出

### ア 提出書類及び部数

- |   |    |
|---|----|
| (ア) 企画提案提出書(様式3)                                    | 1部 |
| (イ) 企画提案書(A4判)                                      | 6部 |
| (ウ) 必要経費見積書   | 1部 |
| (エ) 法人の概要に関する資料                                     | 1部 |
| 代表者の氏名、設立年月日、資本金の額等がわかるもの<br>(既存のものでも構いません)         |    |
| (オ) 実績調書  | 1部 |
| 過去5年以内の消費生活相談員を対象とした研修・講習の実績<br>(実施年、内容、依頼者等を示したもの) |    |

### イ 企画提案書記載事項

- (ア) 研修科目及び研修内容  
別添仕様書「2 業務委託内容(1)実施計画」に基づき、研修内容  
(スケジュールを含めたカリキュラム)を示すこと。
- (イ) 実施体制
- (ウ) その他

### ウ 提出期限

令和6年5月31日(金)午後5時必着

### エ 提出方法

持参又は郵送等により、「11 提出先及び問合わせ先」に提出すること。  
なお、郵送等の場合は提出期限内の必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとみなす。

## 6 企画提案書等作成・提出にあたっての注意事項

- (1) 本募集要領4に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限に遅れた者及び提出資料に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書は無効とする。  
また、必要書類の提出がない場合は、参加申込資格がないものとみなす。
- (2) 企画提案書には必要事項を盛り込むこと。
- (3) 見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- (4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。  
ただし、愛媛県(愛媛県消費生活センター)から書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (6) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

## 7 審査及び選定

(1) 提出された企画提案書等をもとに、別途設置する審査会で、次の審査基準により書類審査を行い、合計点が最も高い者を候補者として選定する。

【審査基準（審査項目は次のとおり）】

ア 基本的事項（30点）

- ・見積経費が適切であるか。
- ・消費生活相談員等を対象とした研修の開催実績は、業務を委託するに十分か。

イ 企画提案事項（60点）

(ア) 研修内容について（40点）

- ・スケジュールが適正に設定されているか。
- ・消費生活相談の実務に有効なものとなっているか。
- ・消費生活相談員等にとって、興味、魅力ある内容となっているか。

(イ) 実施体制について（20点）

- ・事業を実施する上での知識・技術、経験、取組体制を有しているか。

ウ その他の事項（10点）

- ・その他、特に評価する事項があるか。

(2) 審査結果は、採用の有無に関わらず、企画提案書を提出した者に対して書面により通知する。

## 8 契約

選定された委託候補者と提出された企画提案を基に協議を行い、双方が合意に至った場合に契約する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、協議が整わなかった場合は、契約をしないものとする。

## 9 スケジュール（予定）

- ・令和6年4月17日（水） 企画提案募集開始
- ・令和6年4月26日（金） 質問書提出締切
- ・令和6年5月8日（水） 参加申込書提出締切
- ・令和6年5月31日（金） 企画提案書提出締切
- ・令和6年6月 書類審査、審査結果の通知
- ・契約締結日から令和7年2月28日（金）まで委託期間

## 10 その他

(1) 参加申込書を提出した者が、企画提案書を期限までに提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 受託者は、愛媛県（愛媛県消費生活センター）と詳細な打合せを行い、実施することとする。

## 11 提出先及び問合わせ先

〒791-8014

松山市山越町450番地

愛媛県消費生活センター 相談・指導係

電話：089-926-2603 FAX：089-946-5539

E-mail：seikatu-center@pref.ehime.lg.jp